

## 「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」に伴う水質基準の変更について

平成22年2月17日に「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」(厚生労働省令第18号)が公布され、水道水水質基準項目の「カドミウム」の基準値が従来の「0.01mg/L以下」から「0.003mg/L以下」へ強化されました。これに伴い、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の飲料水の水質検査項目も同様に変更となります。施行は平成22年4月1日です。

### 水道水水質基準変更の経緯

カドミウムについて（現行：水質基準 0.01mg/L）

内閣府食品安全委員会の「食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保について」に係る食品健康影響評価結果として、カドミウムの耐容週間摂取量※が「7 $\mu$ g/kg体重/週」と示されたことより、カドミウムの基準値は「0.003mg/L以下」にすることが適切とされ、現行基準値「0.01mg/L以下」から「0.003mg/L以下」に強化されました。

※一生涯にわたり摂取し続けても健康影響が現われない一週間当たりの摂取量

### 飲料水の基準値および測定時期

カドミウム 基準値：0.003mg/L 測定時期：地下水等給水開始前

### 飲料水の水質検査50項目と検査頻度(1)

分類	検査項目	水質基準	弊社受託※1 項目名称					検査頻度	
			①	②	③	④	⑤	原水として 水道水のみ を使用する場合	原水として 地下水など を使用する場合
水質基準の 全項目 (50項目)	2ページ目の34項目								給水開始前に 1回
	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下※2							
	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下							
	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下							
	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下							
	六価クロム化合物	0.05mg/L以下							
	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下							
	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下							
	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下							
	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下							
	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下							
	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下							
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下							
	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下							
	ジェオスミン	0.00001mg/L以下							
2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下								
非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下								

※2 赤字にて今回の変更点を示しています。

建築物飲料水水質検査業登録 京都府18水第1号 計量証明事業登録 京都第1031号

株式会社ファルコライフサイエンス

〒606-8393 京都市左京区東竹屋町通川端東入東竹屋町63番地2

TEL 075-771-9377 FAX 075-771-7477

e-mail: info@falco-life.co.jp URL: http://www.falco-life.co.jp/



飲料水の水質検査50項目と検査頻度(2)

分類	検査項目	水質基準	弊社受託項目名称 ※1					検査頻度	
			①	②	③	④	⑤	原水として水道水のみを使用する場合	原水として地下水などを使用する場合
省略不可項目 (10項目)	一般細菌	1ml中に100以下	●	●	●	●	●	6ヶ月に1回 (※3の5項目については、 水質検査の結果が 基準に適合していた場合に、 次回の水質検査に限り省略可能)	
	大腸菌	検出されないこと	●	●	●	●	●		
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	●	●	●	●	●		
	塩化物イオン	200mg/L以下	●	●	●	●	●		
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	●	●	●	●	●		
	pH値	5.8以上8.6以下	●	●	●	●	●		
	味	異常でないこと	●	●	●	●	●		
	臭気	異常でないこと	●	●	●	●	●		
	色度	5度以下	●	●	●	●	●		
濁度	2度以下	●	●	●	●	●			
※3 重金属及び 蒸発残留物 (5項目)	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	●	●	●	●	●		
	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	●	●	●	●	●		
	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	●	●	●	●	●		
	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	●	●	●	●	●		
	蒸発残留物	500mg/L以下	●	●	●	●	●		
消毒副生物 (12項目)	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	●	●	●	●	1年に1回 (6/1～9/30の間に実施)		
	塩素酸	0.6mg/L以下	●	●	●	●			
	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	●	●	●	●			
	クロロホルム	0.06mg/L以下	●	●	●	●			
	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	●	●	●	●			
	ジブromokクロロメタン	0.1mg/L以下	●	●	●	●			
	臭素酸	0.01mg/L以下	●	●	●	●			
	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	●	●	●	●			
	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	●	●	●	●			
	ブromोजクロロメタン	0.03mg/L以下	●	●	●	●			
	ブromホルム	0.09mg/L以下	●	●	●	●			
	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	●	●	●	●			
有機化学物質 (6項目)	四塩化炭素	0.002mg/L以下	●	●	●	●	3年に1回		
	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	●	●	●	●			
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	●	●	●	●			
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	●	●	●	●			
	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	●	●	●	●			
	ベンゼン	0.01mg/L以下	●	●	●	●			
フェノール類 (1項目)	フェノール類	0.005mg/L以下	●	●	●	●			

※1

	弊社項目名称	弊社検査内容
①	飲料水10項目セット	前回15項目検査で異常なければ、省略可能な5項目を除いた検査セットです。
②	飲料水15項目セット	6ヶ月に1回の定期検査セットです。異常なければ次回から10項目でも可能です。
③	飲料水27項目セット	15項目セット + 12項目セット
④	飲料水12項目セット	6月1日～9月30日までの期間に年に1度必要な検査です。
⑤	水質基準全項目	地下水その他を原水として使用する際に、最初に必要な検査項目です。

建築物飲料水水質検査業登録 京都府18水第1号 計量証明事業登録 京都第1031号

株式会社ファルコライフサイエンス

〒606-8393 京都市左京区東竹屋町通川端東入東竹屋町63番地2

TEL 075-771-9377 FAX 075-771-7477

e-mail: info@falco-life.co.jp URL: http://www.falco-life.co.jp/

